

令和8年第1回せたな町議会臨時会

令和8年1月19日（月曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第1号 令和7年度せたな町一般会計補正予算（第7号）

○出席議員（11名）

- | | | | | | | | |
|-----|----|----|---|-----|----|----|---|
| 1番 | 石原 | 広務 | 君 | 2番 | 榊田 | 道廣 | 君 |
| 3番 | 藤谷 | 容子 | 君 | 4番 | 福島 | 豊 | 君 |
| 5番 | 横山 | 一康 | 君 | 6番 | 本多 | 浩 | 君 |
| 7番 | 橋本 | 一夫 | 君 | 8番 | 熊野 | 主税 | 君 |
| 9番 | 吉田 | 実 | 君 | 10番 | 大湯 | 圓郷 | 君 |
| 11番 | 菅原 | 義幸 | 君 | | | | |

○欠席議員（1名）

- 12番 平澤 等 君

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長 河原 泰平 君

1. 町長、選挙管理委員会委員長の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	中川	讓	君
総務課長	高橋	純	君
財政課長	佐藤	英美	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局	長	上野	朋	広	君
次	長	松原	孝	樹	君
主	事	神野	翔	亜	君

◎開会宣告

○副議長（菅原義幸君） 皆さんおはようございます。

平澤議長より欠席の届出がありました。本日は地方自治法第106条第1項の規定により私が議長の職務をとり行います。

ただいまの出席議員11名で定足数に達していますので、令和8年第1回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よってこれより開会いたします。

◎開議宣告

○副議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○副議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において6番、本多浩議員、7番、橋本一夫議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○副議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○副議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって今臨時会の会期は、本日1日に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○副議長（菅原義幸君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 議案第1号

○副議長（菅原義幸君） 日程第5、議案第1号令和7年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川 譲君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予

算の総額に1,252万2,000円を追加し、補正後の予算総額を97億8,655万1,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、2月上旬に執行予定の衆議院議員選挙に関わる経費の追加について、補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは議案の5ページの歳出からご説明いたします。2款総務費、4項選挙費、4目衆議院議員選挙費1,252万2,000円の追加は、2月上旬執行予定の衆議院議員選挙に伴う執行経費で主な経費としては、1節報酬では、投票管理者など98人に対する報酬176万9,000円、3節職員手当等では、選挙事務に従事する一般職員の時間外手当や管理職職員の手当395万9,000円、10節需用費では、掲示板など購入費用や投票所開設に伴う賄い費などの経費164万5,000円、11節役務費では、選挙公報や入場券などの発送費用や計数機などの点検等手数料など185万5,000円、12節委託料では3区のポスター掲示場の設置及び撤去業務として222万2,000円の追加など補正をお願いするものでございます。

次に歳入ですが4ページでございます。10款1項1目共に地方交付税39万6,000円の追加は財源調整です。

15款道支出金、3項委託金、1目総務費委託金1,212万6,000円の追加は、衆議院議員選挙費委託金でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○1番（石原広務君） 3点ほどお聞きいたします。まず投票管理者ということなんですか、期日前投票に関わる方々の食事代、これはどういうふうになっているのか確認させていただきたい。あとはポスター掲示板に関わって、この冬の時期ですから設置撤去に伴っての今の雪の状況、そこへの対応をどういうふうに考えているか。あとは投開票日の高齢者の足の確保どのような形で協議されているのであればお知らせいただければと思います。

○副議長（菅原義幸君） 選挙管理委員会尾野書記次長。

○選挙管理委員会書記次長（尾野裕也君） まず1点目ですけれども投票管理者立会人の食事の件ですけれども、これはいつも報酬等に含めて食事代を賄ってもらっているんですけども、こちらにつきましては特に変更をする予定はありません。

次に2番目の質問ありましたポスター掲示場の除雪に関してのことなんですけれども、こちらは今後発注する設計の中に除雪経費を計上しまして、また全部で100箇所ということで多い

んですけども、3区それぞれ分けて発注しまして業者さんと調整するという事を考えてございます。

次に3番目高齢者の足の確保ということですが、いつも大成区においては投票所の統合の関係でハイヤーですとかの確保はしております、そのほかにつきましては特にこれからちょっと雪の状況はわからないですけども、これからちょっと確認をしたいというふうに思っています。

○副議長（菅原義幸君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 食事代は以前から報酬の中に含めていたということでよろしいのか、そこを改めてご答弁いただきたいと思います。それと除雪に関して業者さんのほうに、それも経費に盛り込んであるということでの説明でしたけど、であればその分、夏場に行われるような立て看板の設置プラスアルファになっているということで認識してよろしいのか。お答えいただきたいと思います。

○副議長（菅原義幸君） 尾野書記次長。

○選挙管理委員会書記次長（尾野裕也君） 食事代につきましては、議員おっしゃるとおり報酬の中に含めて自分で賄ってもらおうというふうに考えております。それから除雪経費につきましては、通常の雪のない時期の設計からちょっと除雪経費を加算したもので設計をしておりますので、その分多く見るようになっております。

以上です。

○副議長（菅原義幸君） 石原議員。

○1番（石原広務君） 心得ていると思うんですけど、このポスターの掲示板設置、撤去、業者さんのほうに負担のないような形で対応いただきたいと思います。これは答弁要らないです。

○副議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

橋本議員。

○7番（橋本一夫君） 今の関連なんですけども、ポスターの掲示箇所について、札幌市あたりは夏場の6割ぐらいの掲示板にするような報告もされているようですけれども、せたな町ではそういうことがないのか、その辺お願いします。

○副議長（菅原義幸君） 尾野書記次長。

○選挙管理委員会書記次長（尾野裕也君） 設置箇所につきましても現在100箇所というふうに設置しているんですけども、こちらとしてはそのまま100箇所ということで業者さんをお願いをする予定でございます。

○副議長（菅原義幸君） 橋本議員。

○7番（橋本一夫君） 冬場の厳冬期1番厳しい時期にあたると思うんです。今までもいろいろな意見がありまして、掲示板の箇所を減らしたらいいんじゃないかと。今できるかできないかわかりません。そういうことで話されている人もいるし、当然町民の方も何でこんなところに掲示板があるんだという意見もありますので、今回できなければ仕方ないとして、今後減らしていくような形で話し合いをしてもらえればなというふうに思います。

以上です。

○副議長（菅原義幸君） 尾野書記次長。

○選挙管理委員会書記次長（尾野裕也君） ポスター掲示場の設置箇所数ということなんですけども、こちらは国の法律の基準でうちの町にはめますと約170箇所ほど設置しなさいというふうになってまして、そこから約70箇所ぐらいを今減らして、条例上で100箇所というふうに決めているんです。こちらにつきましても今議員おっしゃられたとおりに見直しというのをしばらく行っておりませんので、こちら条例改正、それから選挙管理委員会の委員さんの意見等その辺を考慮して今後検討していきたいというふうに考えております。

○副議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○副議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉議宣告

○副議長（菅原義幸君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は終了しましたので会議を閉じます。

◎閉会宣告

○副議長（菅原義幸君） これをもって、令和8年第1回せたな町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年2月3日

議 長 平 澤 等

副 議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 本 多 浩

署 名 議 員 橋 本 一 夫